

春日井市国民健康保険
運営協議会資料

1 国民健康保険事業の状況について

平成29年7月27日 開催

目 次

春日井市国民健康保険事業の状況について

1 被保険者等の状況	2
2 医療費の状況	4
3 保険税の収納状況	6
4 平成28年度国民健康保険特別会計決算見込	7
5 平成29年度保険税率等の状況	8
6 平成29年度課税状況	10
7 特定健診等の実施状況	12

春日井市国民健康保険事業の状況について

国民健康保険事業は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険体制を下支えする役割を担ってきたが、保険税の負担能力が低い方々の加入割合が高い等の構造的な課題に加え、近年は医療技術の高度化や高齢化の進行に伴い医療費が増加する等、本市においても厳しい財政状況が続いている。

こうしたことから、平成27年5月27日に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国の財政支援が大幅に拡充されるとともに、平成30年度からは県が財政運営の中心的な責任主体となり、制度の安定化を図ることとなった。また、市町村についても、一層の国保財政の健全化が求められている。

本市においては、引き続き住民に身近な各業務を行う中で、医療費の適正化対策の推進や収納対策の強化に努め、制度改革に向けて準備を進めているところである。

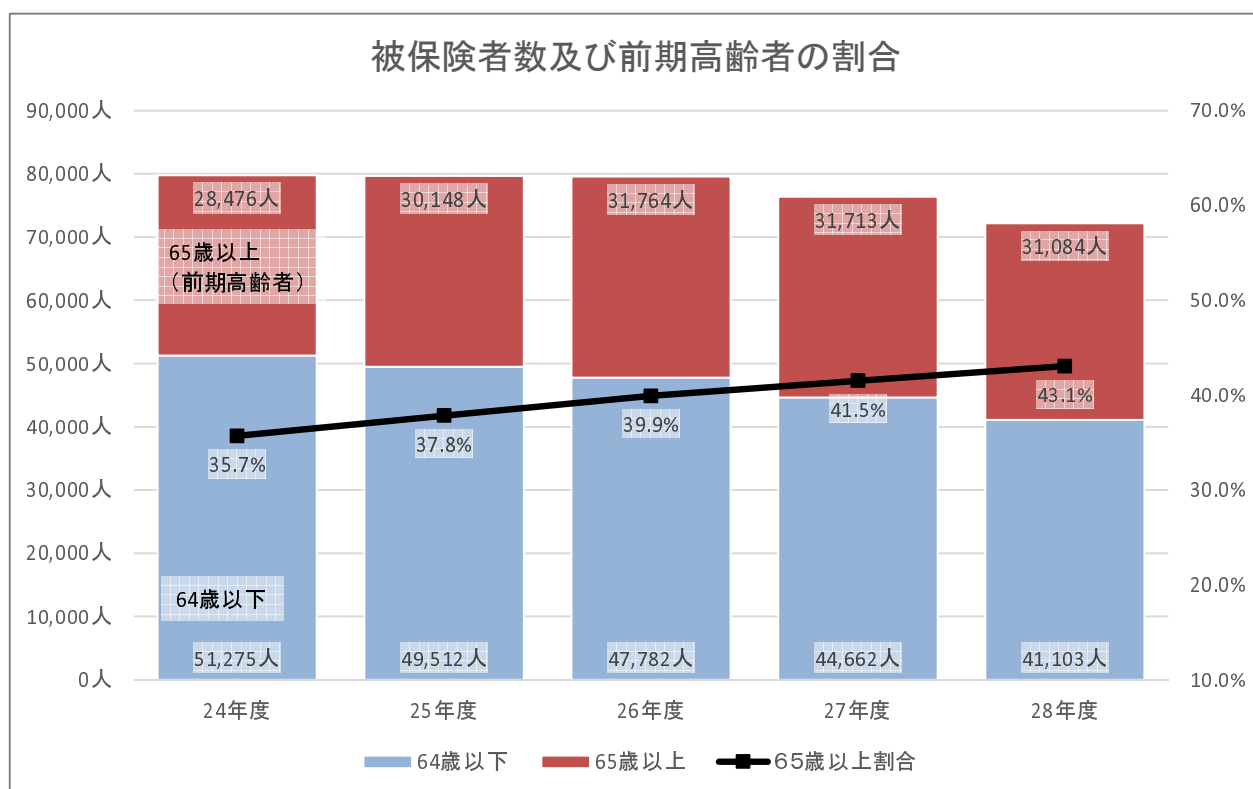
1 被保険者等の状況

被保険者の全体数は年々減少する一方で、一人当たりの医療費が高い65歳から74歳までの前期高齢者の全体に占める割合は増加をしている。

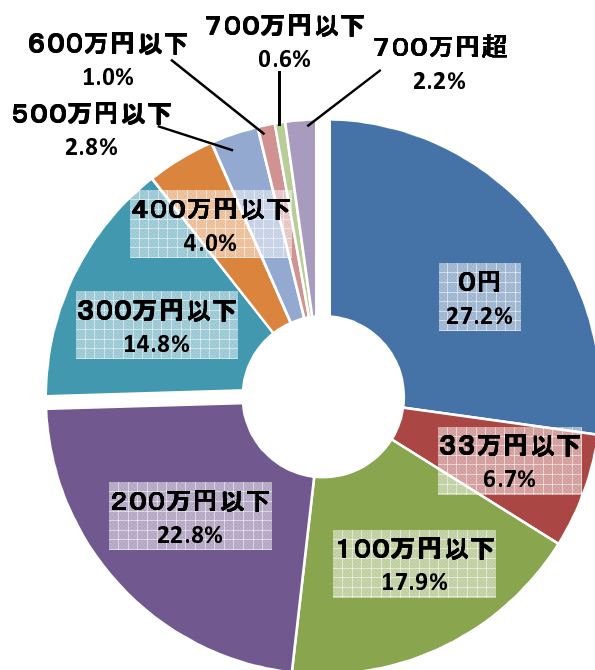
また、加入世帯のうち、所得200万円以下の世帯が全体の約4分の3を占めている。

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年4月末
平均世帯数（件）	46,919	46,679	46,290	45,195	43,609	42,509
平均被保険者総数（人）	79,751	79,660	79,546	76,375	72,187	69,477
一般被保険者	76,686	76,291	77,056	74,526	70,978	68,649
うち前期高齢者	28,476	30,148	31,764	31,713	31,084	30,338
退職被保険者※	3,065	3,369	2,490	1,849	1,208	828

※長期にわたり勤務した後に退職して国民健康保険に加入した者を対象とする退職者医療制度は、26年度末に廃止されたが、26年度までに退職をした65歳未満の者を対象として制度を存続する経過措置がとられている。



平成28年度加入世帯の所得階層別割合

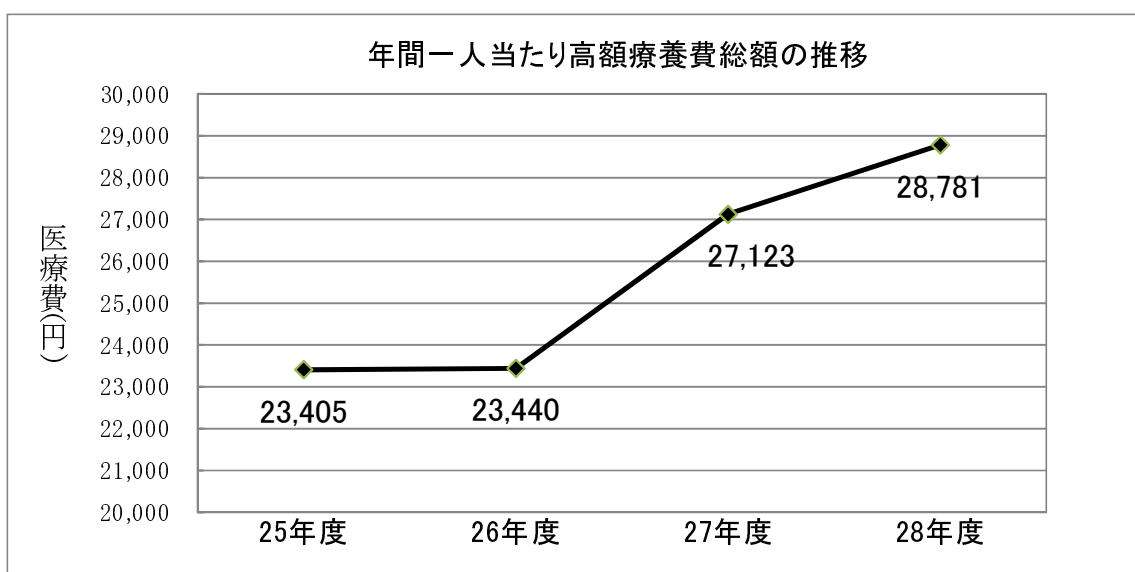
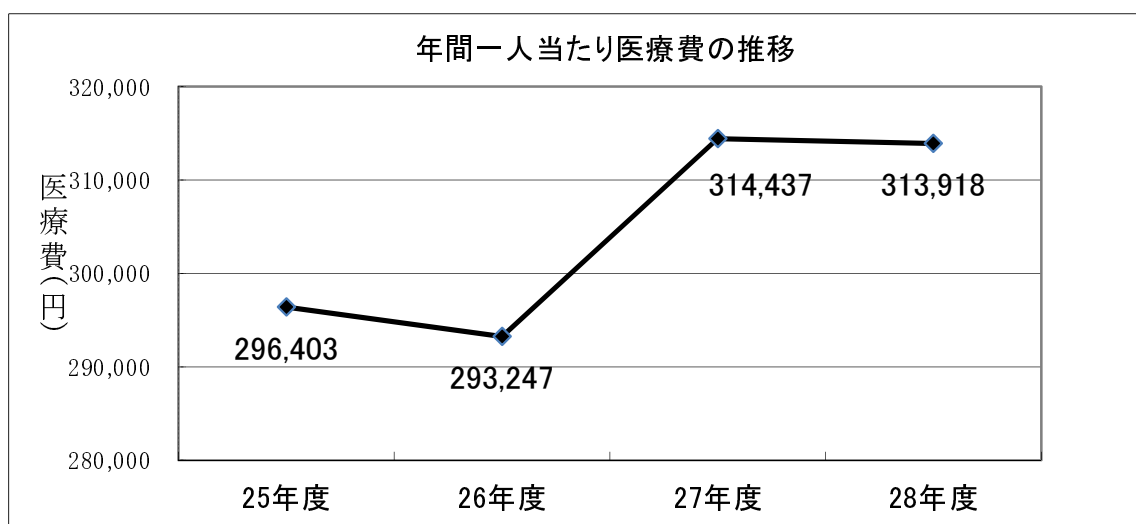


2 医療費の状況

高額療養費及び年間一人当たりの高額療養費は、医療技術の高度化によって年々増加の傾向にある。ただし、被保険者数は年々減少しているため、平成28年度の総医療費は、前年比5.6%減少となった。

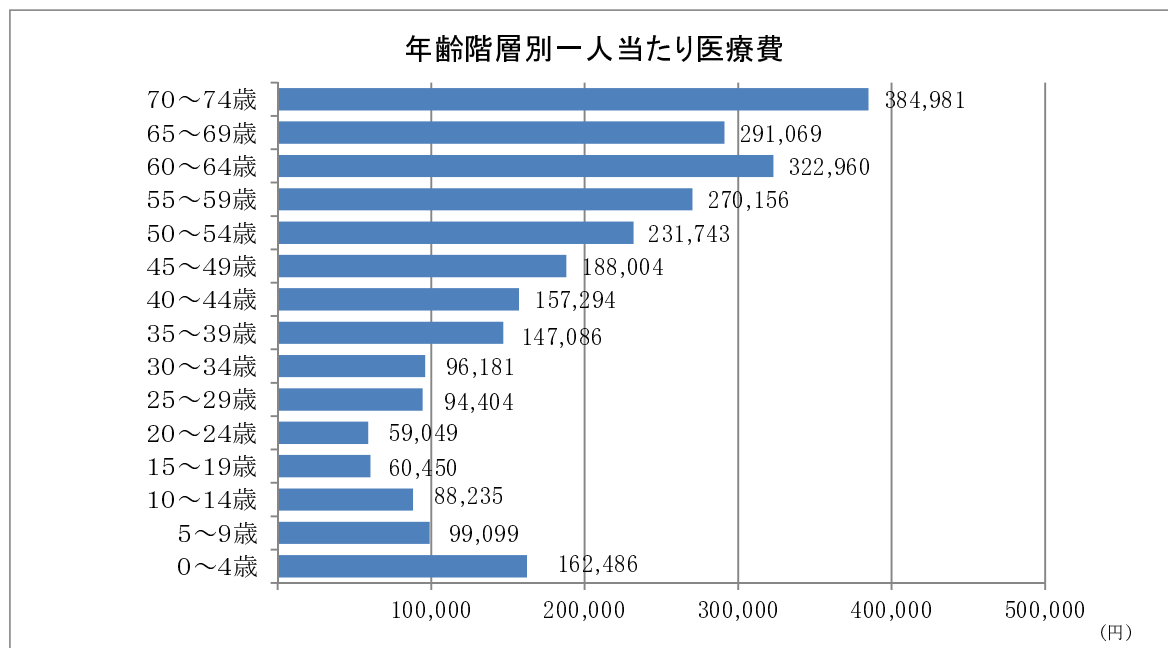
区 分	25年度		26年度		27年度		28年度	
	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)	医療費	前年比(%)
総 医 療 費 (百万円)	23,611	0.9	23,327	▲ 1.2	24,015	3.0	22,661	▲ 5.6
高額療養費総額(百万円)	1,864	0.6	1,865	0.0	2,072	11.1	2,078	0.3
年間1人当たり医療費(円)	296,403	1.0	293,247	▲ 1.1	314,437	7.2	313,918	▲ 0.2
年間1人当たり高額療養費(円)	23,405	0.7	23,440	0.1	27,123	15.7	28,781	6.1

※一人当たり医療費は、年度平均被保険者数を基に算出。



年間一人当たり医療費は、20歳代後半から徐々に増えており、50歳代で20万円、60歳代では30万円を超え、70～74歳では40万円弱になっている。

一人当たり医療費の最も低い階層「20～24歳」に比べて、最も高い階層「70～74歳」は、その約6.5倍となっている。



* 調剤、食事療養、訪問看護を除く。

3 保険税の収納状況

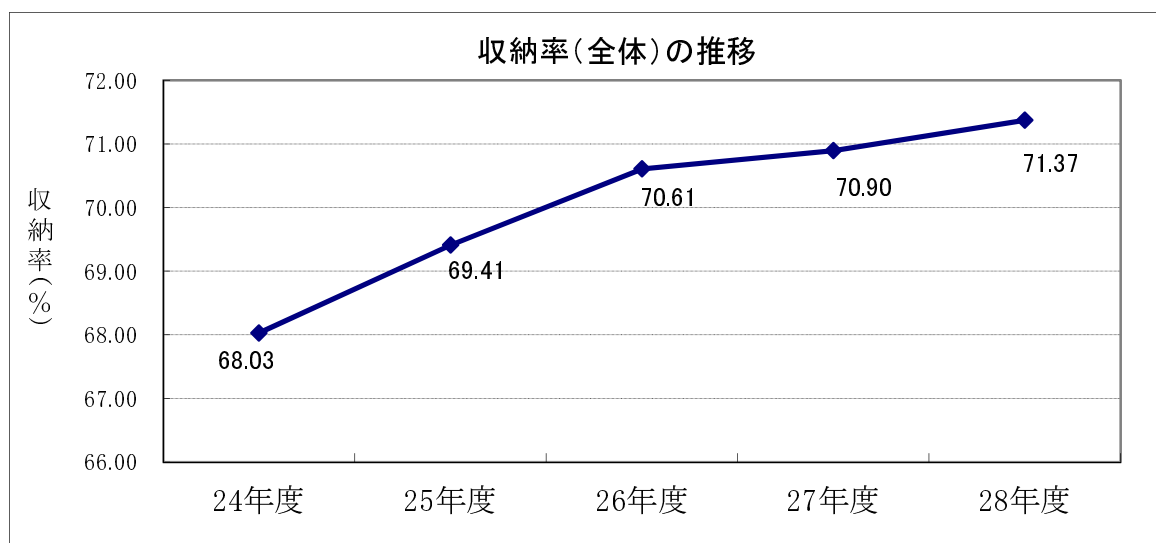
平成28年度の現年課税分については、被保険者の減少や減額の対象拡大などにより、調定額は5.1%の減少、収納額は4.7%の減少となった。また、収納率は前年度に比べて0.32ポイント上昇した。

滞納繰越分については、税務署OB職員の配置による滞納処分体制の強化や国民健康保険推進員による納税勧奨による効果もあり、収納率は前年度に比べて1.54ポイント上昇しており、前年度に比べ大きく向上している。

今後も、国民健康保険推進員の収納促進活動や短期証交付に伴う納税相談、また、財産調査による差押えの実施など、効率的で持続可能な収納活動に努めていくものである。

(単位: 千円、%)

区 分		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
現年課税分	調 定 額	7,985,813	8,458,181	8,301,957	7,893,560	7,494,052
	収 納 額	7,281,366	7,750,171	7,604,926	7,267,774	6,923,442
	収 納 率	91.18	91.63	91.60	92.07	92.39
	不納欠損額	2,205	4,504	48	949	21
滞納繰越分	調 定 額	3,095,013	3,176,378	2,921,909	2,916,141	2,799,038
	収 納 額	256,781	325,640	320,070	395,844	423,049
	収 納 率	8.30	10.25	10.95	13.57	15.11
	不納欠損額	334,920	586,443	347,168	310,025	376,422
全収納率		68.03	69.41	70.61	70.90	71.37



4 平成28年度国民健康保険特別会計決算見込

(1)歳入

(単位: 千円)

科 目		27年度決算	28年度決算見込	増減額	前年比
1	国民健康保険税	7,663,619	7,346,492	▲ 317,127	▲ 4.1 %
2	国庫支出金	5,312,252	5,714,775	402,523	7.6 %
3	療養給付費等交付金	864,310	376,664	▲ 487,646	▲ 56.4 %
4	前期高齢者交付金	9,090,057	7,280,775	▲ 1,809,282	▲ 19.9 %
5	県支出金	1,463,483	1,671,053	207,570	14.2 %
6	共同事業交付金	7,092,983	6,911,976	▲ 181,007	▲ 2.6 %
繰入金	保険基盤安定繰入金	986,080	971,366	▲ 14,714	▲ 1.5 %
	基盤安定保険者支援分	548,132	542,339	▲ 5,793	▲ 1.1 %
	財政安定化支援事業	75,841	72,485	▲ 3,356	▲ 4.4 %
	事務費等繰入金	36,786	53,348	16,562	45.0 %
	出産育児一時金	89,053	86,261	▲ 2,792	▲ 3.1 %
	その他繰入金	1,086,830	1,108,195	21,365	2.0 %
	小 計	2,822,722	2,833,994	11,272	0.4 %
8	諸 収 入	50,736	61,732	10,996	21.7 %
9	繰越金	102,437	718,426	615,989	601.3 %
合 計		34,462,599	32,915,887	▲ 1,546,712	▲ 4.5 %

(2)歳出

(単位: 千円)

科 目		27年度決算	28年度決算見込	増減額	前年比
1 総 務 費		71,229	79,172	7,943	11.2 %
2 保険給付費	療養給付費等	17,895,419	16,830,333	▲ 1,065,086	▲ 6.0 %
	高額療養費	2,074,809	2,079,920	5,111	0.2 %
	出産育児一時金	133,579	129,391	▲ 4,188	▲ 3.1 %
	葬 祭 費	20,050	19,350	▲ 700	▲ 3.5 %
	小 計	20,123,857	19,058,994	▲ 1,064,863	▲ 5.3 %
3 後期高齢者医療支援金		4,222,850	4,188,863	▲ 33,987	▲ 0.8 %
4 前期高齢者納付金		2,948	3,123	175	5.9 %
5 老人保健拠出金		141	111	▲ 30	▲ 21.3 %
6 介護納付金		1,599,730	1,427,446	▲ 172,284	▲ 10.8 %
7 共同事業拠出金		7,180,331	7,154,223	▲ 26,108	▲ 0.4 %
8 保健事業費		263,500	257,395	▲ 6,105	▲ 2.3 %
9 諸支出金		279,587	166,037	▲ 113,550	▲ 40.6 %
10 前年度繰上充用金		0	0	0	%
11 基金積立金		0	580,523	580,523	%
合 計		33,744,173	32,915,887	▲ 828,286	▲ 2.5 %

実質収支額	718,426	0	▲ 718,426
-------	---------	---	-----------

5 保険税率等の状況

保険税率については、財政基盤を強化する観点から平成24年12月に運営協議会より答申をいただき、平成25年度に改定を行った。また、課税限度額は、平成28年10月に答申をいただき、平成29年度から次の額としている。

減額措置の基準となる判定所得は、29年度から次のとおり改定した。

区 分		税 率 等	改 定 時 期
医療保険分	所得割（課税対象額に対して）	5.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	20.0%	
	均等割（被保険者1人当たり）	24,500円	
	平等割（1世帯当たり）	25,100円	
	課税限度額（法定 540,000円）	540,000円	平成29年度
後期高齢者 支 援 分	所得割（課税対象額に対して）	1.8%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成20年度
	均等割（被保険者1人当たり）	9,900円	平成25年度
	平等割（1世帯当たり）	9,000円	平成20年度
	課税限度額（法定 190,000円）	190,000円	平成29年度
介護保険 2号分	所得割（課税対象額に対して）	1.1%	平成25年度
	資産割 （固定資産税のうち、土地・家屋分に対して）	5.0%	平成12年度
	均等割（被保険者1人当たり）	9,700円	平成25年度
	平等割（1世帯当たり）	7,000円	
	課税限度額（法定 160,000円）	160,000円	平成28年度

減額判定所得

区 分	条 件	改 定 時 期
7割減額	33万円 以下	平成 7 年度
5割減額	33万円＋27万円×被保険者数 以下	平成29年度
2割減額	33万円＋49万円×被保険者数 以下	平成29年度

○ 国民健康保険税条例の保険税減額の規程の改正について

地方税法施行令の一部改正(平成29年政令第118号。平成29年4月1日施行)に伴い、国民健康保険税条例の保険税減額の規定を改定した。改定内容は次のとおりである。(第21条関係)

施行日 平成29年4月1日

国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額が軽減される低所得者の範囲を拡大するため、所得の判定基準額を引き上げる措置を講じたもの。

区 分		所 得 基 準
7割減額	改正なし	33万円 以下
5割減額	平成28年度	33万円 + 26万5,000円 × 被保険者数 以下
	平成29年度から	33万円 + 27万円 × 被保険者数 以下
2割減額	平成28年度	33万円 + 48万円 × 被保険者数 以下
	平成29年度から	33万円 + 49万円 × 被保険者数 以下

6 平成29年度課税状況

各年度の調定額は、被保険者数の増減、税率や減額対象基準等の改正等の影響を受け、推移している。

ここ数年では、課税限度額の引き上げはあったものの、低所得者に対する減額判定の対象額が拡大されたことや、被保険者数が減少していることから、調定額は減少傾向にある。

平成29年度の調定額も、約5.8億円(約7.6%)減少している。

(1) 課税状況

(単位:千円)

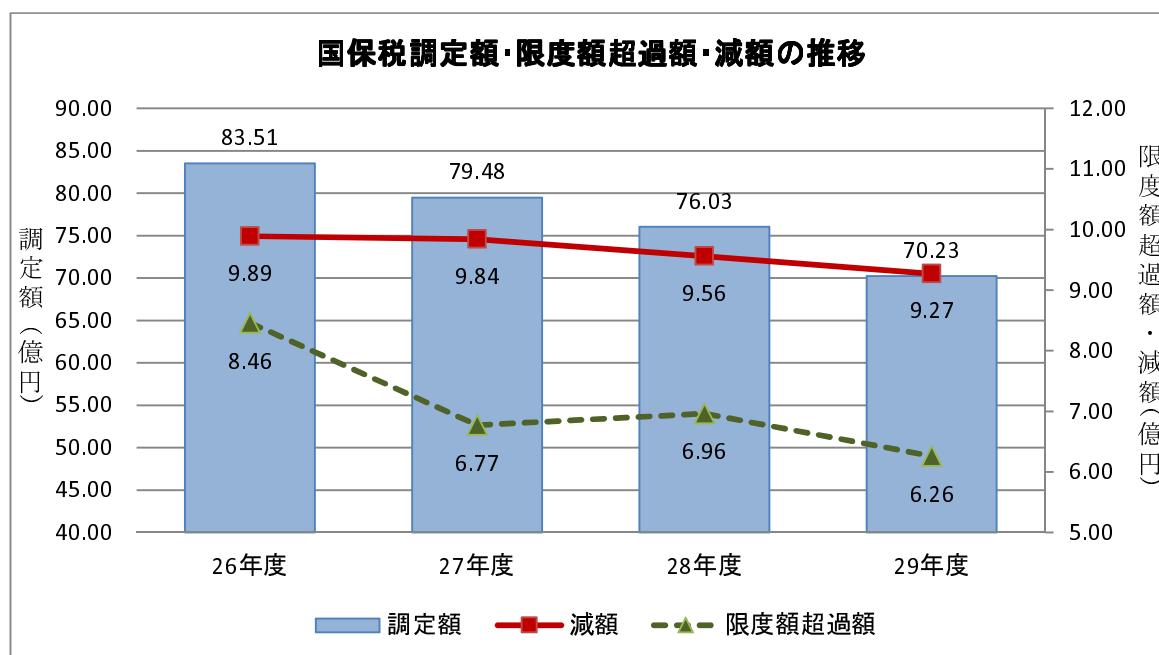
項 目		26年度	27年度	28年度	29年度	
応能割	所得割額	4,713,679	4,574,520	4,459,740	4,093,406	4,841,659
	資産割額	808,660	808,477	785,233	748,253	
応益割	均等割額	2,990,851	2,991,882	2,844,990	2,648,548	4,171,970
	平等割額	1,722,462	1,660,937	1,609,505	1,523,422	
合 計 額		10,235,652	10,035,816	9,699,468	9,013,629	
限度額超過額		845,536	677,179	695,767	625,819	
7割減額		622,241	607,557	588,563	572,852	927,300
5割減額		248,766	269,283	263,984	257,316	
2割減額		118,067	107,294	103,567	97,132	
その他の減額		49,981	426,768	444,411	437,285	
調 定 額(4月1日現在)		8,351,061	7,947,735	7,603,176	7,023,225	

平成26年度:「所得割」欄から「平等割」欄は、月割減額・失業者軽減を反映した数値。

「その他減額」欄は、特定世帯に対する減額の数値。

平成27～29年度:「所得割」欄から「平等割」欄は、特定世帯に対する減額を反映した数値。

「その他減額」欄は、月割減額・失業者軽減額等の数値。

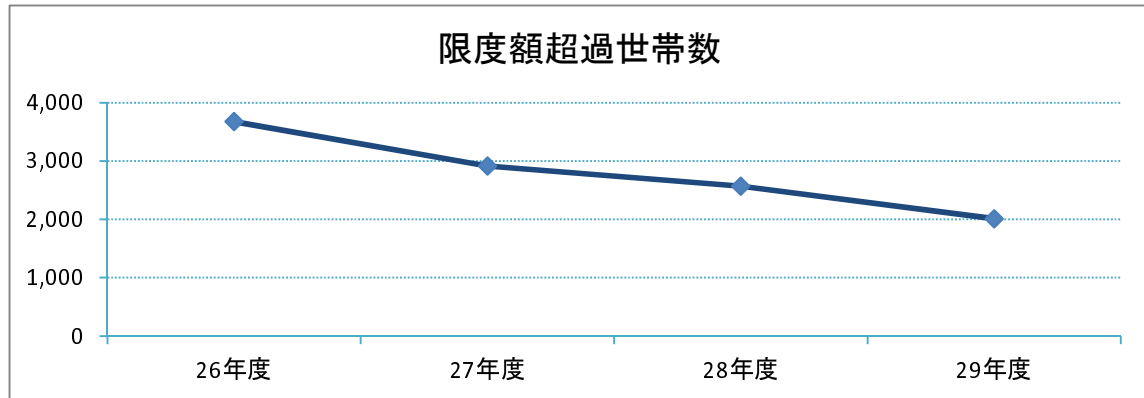


(2) 限度額超過世帯数

	26年度	27年度	28年度	29年度
限度額	77万円	81万円	85万円	89万円
限度額超過世帯数	3,675世帯	2,917世帯	2,568世帯	2,011世帯
限度額超過世帯割合	7.8%	6.4%	5.7%	4.7%

※限度額は医療保険分、後期支援分、介護保険分の合計額

※限度額超過世帯数は医療保険分、後期支援分、介護保険分のいずれかを超過した世帯数

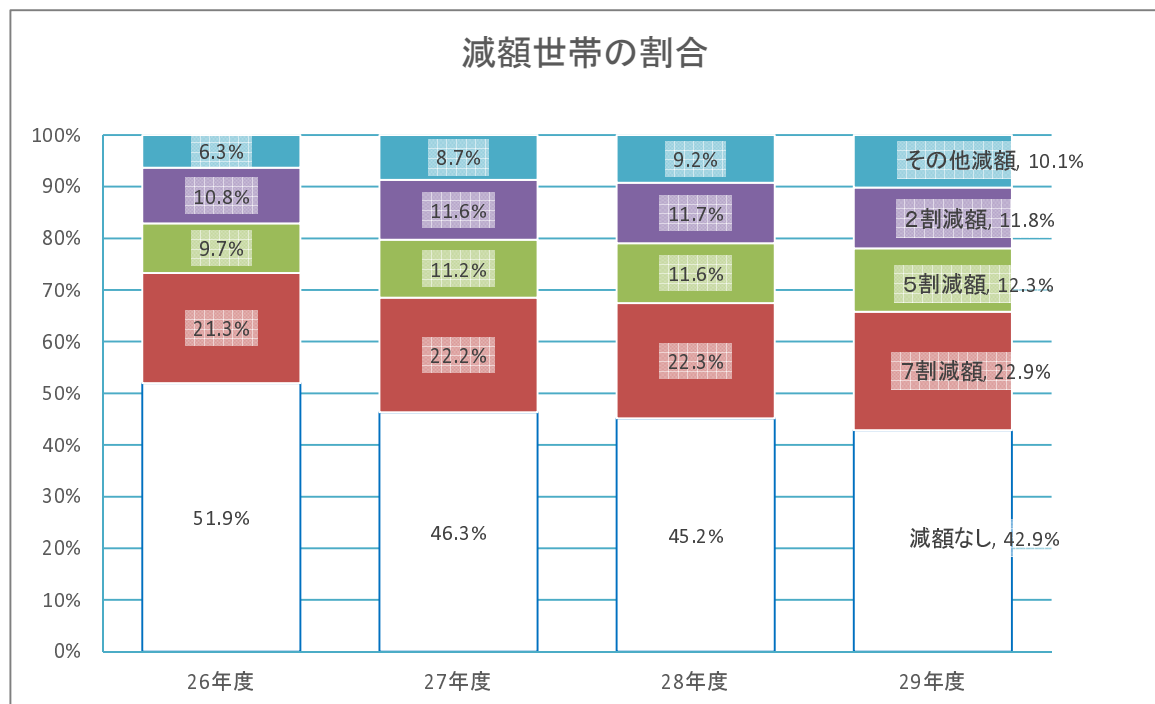


(3) 減額世帯数

(単位: 件)

項 目	26年度	27年度	28年度	29年度
7割減額世帯	10,000	10,192	9,970	9,741
5割減額世帯	4,528	5,143	5,185	5,210
2割減額世帯	5,054	5,322	5,232	5,017
計	19,582	20,657	20,387	19,968
その他減額世帯 ※	2,952	3,991	4,115	4,308
合 計	22,534	24,648	24,502	24,276

※ その他減額世帯数は、特定世帯に対する減額



7 特定健診等の実施状況

生活習慣病の予防を始め、早期発見・早期治療、重症化の予防を図るため、40歳から74歳までの方を対象に、特定健診、特定保健指導を実施している。

現在は、第2期実施計画(平成25年3月策定)に掲げた目標を目指し、特定健診受診の周知・啓発活動や訪問・電話・ハガキによる未受診者への受診勧奨などの取り組みを継続的に行っている。

また、今年度は平成26年度から平成28年度までの3年間連続して未受診の者に対してアンケート調査を実施しているところである。

(1) 実施目標 「春日井市特定健康診査等実施計画(第2期)」(平成25年4月策定)より

項 目 \ 年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特定健診目標実施率	35%	38%	42%	46%	50%
特定保健指導目標実施率	20%	25%	30%	35%	40%

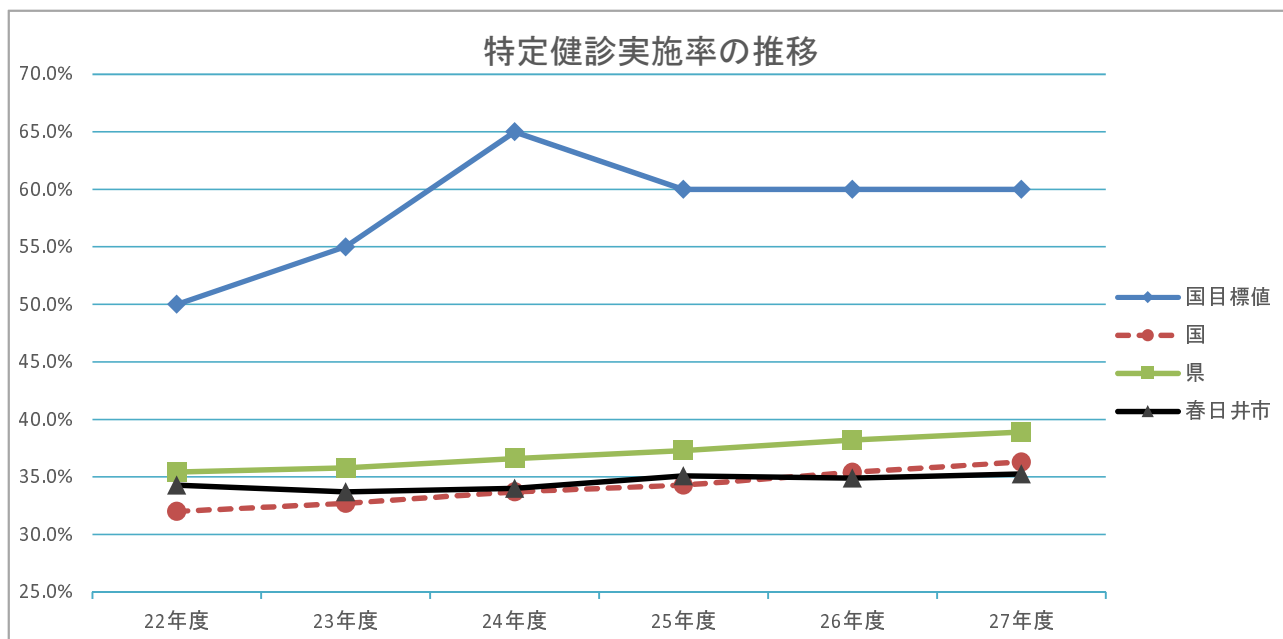
(2) 受診状況

〔市町村国保特定健康診査〕(法定報告ベース)

項 目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度見込	増減率
春日井市 対象者数①	52,051 人	52,198 人	52,433 人	52,480 人	52,381 人	50,504 人	47,935 人	94.9%
春日井市 受診者数②	17,853 人	17,568 人	17,831 人	18,415 人	18,284 人	17,802 人	17,110 人	96.1%
春日井市 実施率③	34.3 %	33.7 %	34.0 %	35.1 %	34.9 %	35.2 %	35.7 %	101.3%
愛知県の実施率	35.4 %	35.8 %	36.6 %	37.3 %	38.2 %	38.9 %		
国の実施率	32.0 %	32.7 %	33.7 %	34.3 %	35.4 %	36.3 %		
春日井市の目標実施率	50 %	55 %	65 %	35 %	38 %	42 %	46 %	

※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している方

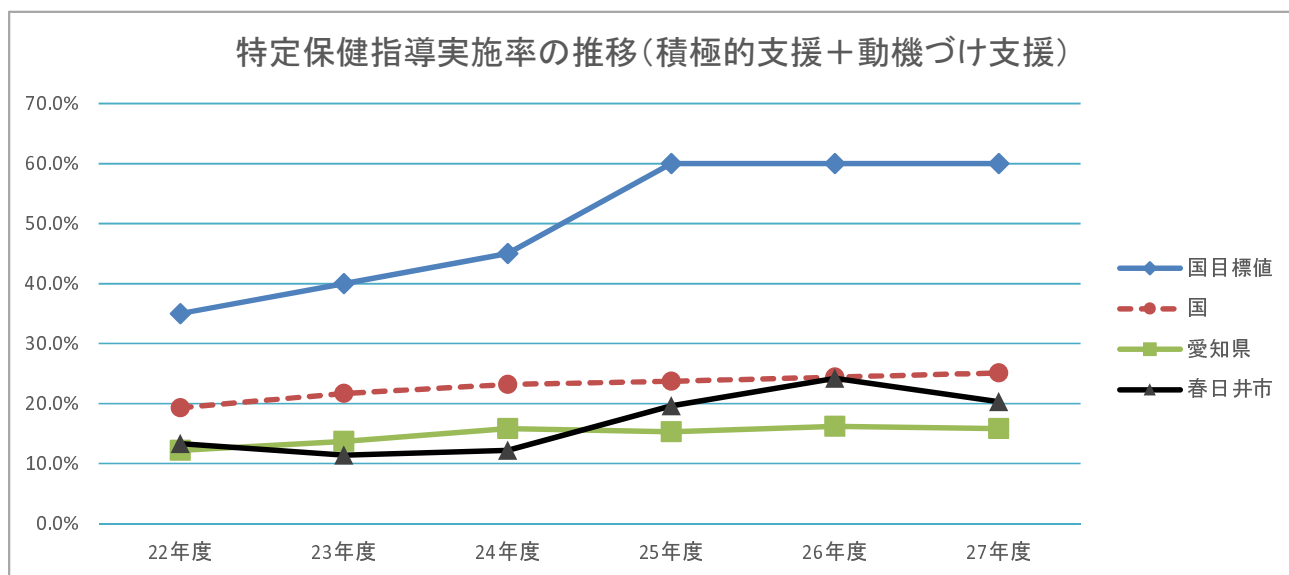
※ 実施率③の算出方法は、(②÷①)×100



〔市町村国保特定保健指導〕（法定報告ベース）

項 目			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度見込	増減率
春日井市	対象者数	積極的支援④	556 人	458 人	446 人	357 人	439 人	424 人	461 人	108.7%
		動機付支援⑤	1,749 人	1,596 人	1,506 人	1,516 人	1577 人	1,425 人	1,444 人	101.3%
		合計⑥(④＋⑤)	2,305 人	2,054 人	1,952 人	1,873 人	2,016 人	1,849 人	1,905 人	103.0%
	保健指導利用者数⑦		306 人	234 人	238 人	367 人	487 人	376 人	278 人	73.9%
	実 施 率 ⑧		13.3 %	11.4 %	12.2 %	19.6 %	24.2 %	20.3 %	14.6 %	▲ 5.7
愛知県の実施率			12.2 %	13.7 %	15.8 %	15.9 %	16.2 %	16.0 %		
国の実施率			19.3 %	21.7 %	23.2 %	23.7 %	24.4 %	25.1 %		
春日井市の目標実施率			35 %	40 %	45 %	20 %	25 %	30 %	35 %	

※ 実施率⑧の算出方法は、(⑦÷⑥)×100



※ 「対象者数」は、4月1日から翌年3月31日まで国保に継続加入している保健指導対象者

※ 「保健指導利用者数」は、4月1日から翌年9月30日まで国保に継続加入している保健指導利用者

(3) 受診率向上対策

年度	実施内容
平成22年度	特定健康診査未受診理由等のアンケート調査実施
平成23年度	事業主健診等実施者へ健診結果データ提供依頼開始
平成24年度	保険医療年金課窓口来課者へ口頭受診勧奨開始
平成25年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問開始
平成26年度	特定健診未受診者への架電による受診勧奨及び未受診理由聞き取り実施
平成27年度	特定健診が初めて対象者となる40歳への未受診勧奨訪問（継続）
平成28年度	特定健診未受診者の年代を考慮した勧奨はがきを郵送
平成29年度	特定健診未受診者へのアンケート調査を実施